

LIA-J200 JIS 認証業務規程 新旧対照表（令和4年4月1日施行）

新	旧																								
<p>(認証に係る業務等の定義)</p> <p>第3条 認証に係る業務等の定義は、以下のとおりとする。</p> <p>一 「JIS マーク」とは、「鉱工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令」(以下「省令」という。)第1条に定める表示をいう。</p> <p>二 「初回工場審査」とは、省令第12条に定める方法により、同省令第2条に規定する事項について、鉱工業品を製造する工場又は事業場に対する品質管理体制の初回の工場審査をいう。</p> <p>三 「初回製品試験」とは、省令第11条に定める方法により、鉱工業品の認証に係るJISへの適合性の審査に係る初回の製品試験をいう。</p> <p>四 「認証維持審査」とは、省令第10条に定める方法により、本会が行った認証を維持するかどうかを判断するために行う審査をいう。なお、認証維持審査において行う工場審査を認証維持工場審査といい、また、認証維持審査のために行う製品試験を認証維持製品試験という。</p> <p>五 略</p>	<p>(認証に係る業務等の定義)</p> <p>第3条 認証に係る業務等の定義は、以下のとおりとする。</p> <p>一 「JIS マーク」とは、「鉱工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令」(以下「省令」という。)第1条(表示)に定める表示をいう。</p> <p>二 「初回工場審査」とは、省令第12条(認証に係る審査の方法)に定める方法により、同省令第2条(品質管理体制の審査の基準)に規定する事項について、鉱工業品を製造する工場又は事業場に対する品質管理体制の初回の工場審査をいう。</p> <p>三 「初回製品試験」とは、省令第11条(認証に係る審査の方法)に定める方法により、鉱工業品の認証に係るJISへの適合性の審査に係る初回の製品試験をいう。</p> <p>四 「認証維持審査」とは、省令第10条(認証に係る審査の実施時期及び頻度)に定める方法により、本会が行った認証を維持するかどうかを判断するために行う審査をいう。なお、認証維持審査において行う工場審査を認証維持工場審査といい、また、認証維持審査のために行う製品試験を認証維持製品試験という。</p> <p>五 略</p>																								
<p>(業務を行う時間及び休日)</p> <p>第4条 本会の業務は土曜日、日曜日、祝祭日、創立記念日 <u>3月30日</u>、12月29日から翌年1月3日まで及び本会が特に定めた日を除く日の9時から17時までこれを行うものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(業務を行う時間及び休日)</p> <p>第4条 本会の業務は土曜日、日曜日、祝祭日、創立記念日、12月29日から翌年1月3日まで及び本会が特に定めた日を除く日の9時から17時までこれを行うものとする。</p> <p>2 略</p>																								
<p>(認証の業務を行う<u>事務所</u>の所在地)</p> <p>第5条 認証の業務を行う<u>事務所</u>の所在地は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="152 1050 1039 1321"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本 部</td> <td>東京都港区新橋一丁目18番6号 共栄火災ビル</td> </tr> <tr> <td>中 央 検 査 所 (試験所を含む)</td> <td>神奈川県綾瀬市深谷中八丁目5番7号</td> </tr> <tr> <td>大 阪 支 所</td> <td>大阪府大阪市中央区本町四丁目5番3号 大和本町ビル</td> </tr> <tr> <td>名 古 屋 支 所</td> <td>愛知県名古屋市熱田区金山町一丁目8番13号 彫清ビル南館</td> </tr> <tr> <td>山 梨 支 所</td> <td>山梨県韮崎市富士見一丁目7番3号 清水ビル</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	名 称	所 在 地	本 部	東京都港区新橋一丁目18番6号 共栄火災ビル	中 央 検 査 所 (試験所を含む)	神奈川県綾瀬市深谷中八丁目5番7号	大 阪 支 所	大阪府大阪市中央区本町四丁目5番3号 大和本町ビル	名 古 屋 支 所	愛知県名古屋市熱田区金山町一丁目8番13号 彫清ビル南館	山 梨 支 所	山梨県韮崎市富士見一丁目7番3号 清水ビル	<p>(認証の業務を行う<u>事業所</u>の所在地)</p> <p>第5条 認証の業務を行う<u>事業所</u>の所在地は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1160 1050 2047 1321"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本 部</td> <td>東京都港区新橋一丁目18番6号 共栄火災ビル</td> </tr> <tr> <td>中 央 検 査 所</td> <td>神奈川県綾瀬市深谷中八丁目5番7号</td> </tr> <tr> <td>大 阪 支 所</td> <td>大阪府大阪市中央区本町四丁目5番3号 大和本町ビル</td> </tr> <tr> <td>名 古 屋 支 所</td> <td>愛知県名古屋市熱田区金山町一丁目8番13号 彫清ビル南館</td> </tr> <tr> <td>山 梨 支 所</td> <td>山梨県韮崎市富士見一丁目7番3号 清水ビル</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	名 称	所 在 地	本 部	東京都港区新橋一丁目18番6号 共栄火災ビル	中 央 検 査 所	神奈川県綾瀬市深谷中八丁目5番7号	大 阪 支 所	大阪府大阪市中央区本町四丁目5番3号 大和本町ビル	名 古 屋 支 所	愛知県名古屋市熱田区金山町一丁目8番13号 彫清ビル南館	山 梨 支 所	山梨県韮崎市富士見一丁目7番3号 清水ビル
名 称	所 在 地																								
本 部	東京都港区新橋一丁目18番6号 共栄火災ビル																								
中 央 検 査 所 (試験所を含む)	神奈川県綾瀬市深谷中八丁目5番7号																								
大 阪 支 所	大阪府大阪市中央区本町四丁目5番3号 大和本町ビル																								
名 古 屋 支 所	愛知県名古屋市熱田区金山町一丁目8番13号 彫清ビル南館																								
山 梨 支 所	山梨県韮崎市富士見一丁目7番3号 清水ビル																								
名 称	所 在 地																								
本 部	東京都港区新橋一丁目18番6号 共栄火災ビル																								
中 央 検 査 所	神奈川県綾瀬市深谷中八丁目5番7号																								
大 阪 支 所	大阪府大阪市中央区本町四丁目5番3号 大和本町ビル																								
名 古 屋 支 所	愛知県名古屋市熱田区金山町一丁目8番13号 彫清ビル南館																								
山 梨 支 所	山梨県韮崎市富士見一丁目7番3号 清水ビル																								

新	旧
<p>(認証に関する料金の算定方法に関する事項)</p> <p>第9条 手数料は、人件費、物件費、一般管理費等に基づき、社会的情勢及び財政的状况を考慮し算定する。</p> <p><u>2 手数料は、本業務規程の別表 1 並びに第 10 条に規定する認証手数料規程に定めるものとする。</u></p>	<p>(認証に関する料金の算定方法に関する事項)</p> <p>第9条 手数料は、人件費、物件費、一般管理費等に基づき、社会的情勢及び財政的状况を考慮し算定する。</p>
<p>(手数料規程の制定及び改廃)</p> <p>第10条 <u>本会は、第9条第2項に規定する認証手数料規程として、JIS 認証手数料規程を定めるものとする。</u></p> <p>2 <u>JIS 認証手数料規程の制定及び改廃は、第33条に規定する運営委員会の審議及び理事会の承認を得なければならない。ただし、理事長が緊要と認めた場合には、暫定手数料を制定し運用することができるものとする。</u></p>	<p>(手数料規程の改正及び暫定手数料)</p> <p>第10条 <u>認証の業務に伴う手数料については、別に定める認証手数料規程の定めるところによる。</u></p> <p>2 認証手数料規程の制定及び改廃は、第33条に規定する運営委員会の審議及び理事会の承認を得なければならない。ただし、理事長が緊要と認めた場合には、暫定手数料を制定し運用することができるものとする。</p>
<p>(認証の業務を行う者の配置)</p> <p>第15条 本会は、第14条第1項により選任した JIS 認証試験員を JIS ごとに2名以上配置する。</p> <p>2 本会は、第14条第1項により選任した JIS 認証審査員を省令第4条に規定する登録の区分ごとに2名以上配置する。</p> <p><u>3 本会は、第13条の2に定める要件を満たす認証管理責任者を1名以上配置する。</u></p> <p><u>4 認証の業務を行う者の配置に係る組織図を本業務規程の別表2に規定する。</u></p>	<p>(認証の業務を行う者の配置)</p> <p>第15条 本会は、第14条第1項により選任した JIS 認証試験員を JIS ごとに2名以上配置する。</p> <p>2 本会は、第14条第1項により選任した JIS 認証審査員を省令第4条に規定する登録の区分ごとに2名以上配置する。</p>
<p>(申請の受付から認証契約までの標準的な期間)</p> <p><u>第16条の2 認証の申請の受付から認証契約締結までの標準的な期間は、一の工場又は事業場で製造される一の鉱工業品につき、約2ヶ月間とする。</u></p>	<p>新設</p>
<p>(認証の可否決定)</p> <p>第20条 第40条に規定する JIS 認証判定委員会において、第19条における評価結果等に基づき、省令第13条に規定する要件を満たしているかどうかについて審査し、認証の可否を決定するものとする。</p>	<p>(認証の可否決定)</p> <p>第20条 第40条に規定する JIS 認証判定委員会において、第19条における評価結果等に基づき、省令第13条(認証に係る審査の方法)に規定する要件を満たしているかどうかについて審査し、認証の可否を決定するものとする。</p>
<p>(認証契約)</p> <p>第21条 本会は、前条の JIS 認証判定委員会において認証することを決定した場合、認証依頼者と省令第18条に定める基準に適合する契約を締結するものとする。</p>	<p>(認証契約)</p> <p>第21条 本会は、前条の JIS 認証判定委員会において認証することを決定した場合、認証依頼者と省令第18条(認証契約の内容に係る基準)に定める基準に適合する契約を締結するものとする。</p>
<p>(製品試験を行う場所)</p> <p>第23条 製品試験を行う場所は、第5条に規定する中央検査所とする。<u>ただし、省令第28条第3項第八号の試験所には該当しないものとする。</u></p>	<p>(製品試験を行う場所)</p> <p>第23条 製品試験を行う場所は、第5条に規定する中央検査所とする。</p>

新	旧
<p>(運営委員会の構成)</p> <p>第 34 条 運営委員会は、5 名以上の委員をもって構成する。</p> <p>2 運営委員会の構成は、<u>いずれか一つの利害関係者だけが支配的にならないように重要な利害関係者の均衡のとれた代表による構成とする。</u></p> <p>3 <u>利害関係者には、認証に係る鉱工業品の供給者、使用者及び中立者の代表を各 1 名以上含むものとする。</u></p> <p>4 運営委員会には委員長をおき、委員の互選により選出する。</p>	<p>(運営委員会の構成)</p> <p>第 34 条 運営委員会は、5 名以上の委員をもって構成する。</p> <p>2 運営委員会の構成は、<u>特定の関係者を優先することなく、かつ、重要な関わりをもつ全ての関係者が参加できるようにする。</u></p> <p>3 運営委員会には、<u>委員長をおき、本会の理事を除く委員から委員の互選により選出する。</u></p> <p>4 <u>運営委員会には、第 40 条に規定する JIS 認証判定委員会の他に専門委員会を置くことができる。なお、専門委員会の委員は、運営委員会が選任する。</u></p>
<p>(運営委員会委員の選任及び任期)</p> <p>第 35 条 運営委員会委員の委員は、理事会において選任する。</p> <p>2 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>3 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は他の現任者の<u>残任</u>期間とする。</p>	<p>(運営委員会委員の選任及び任期)</p> <p>第 35 条 運営委員会委員の委員は、理事会において選任する。</p> <p>2 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>3 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は他の現任者の<u>残存</u>期間とする。</p>
<p>(運営委員会の職務及び権限)</p> <p>第 36 条 運営委員会は、認証に係る業務及び財政状況の監視、認証業務の方針、手数料及びその他認証に係る重要案件の審議を行う。</p> <p>2 運営委員会委員は、公平公正な認証業務の遂行に著しい疑義がある場合には、その旨を経済産業大臣に直接申立てすることができる。</p> <p>3 <u>運営委員会委員は、第 1 項に掲げる職務を果たすために必要な、全ての情報にアクセスすることができる。</u></p>	<p>(運営委員会の職務及び権限)</p> <p>第 36 条 運営委員会は、認証に係る業務及び財政状況の監視、認証業務の方針、手数料及びその他認証に係る重要案件の審議を行う。</p> <p>2 運営委員会委員は、公平公正な認証業務の遂行に著しい疑義がある場合には、その旨を経済産業大臣に直接申立てすることができる。</p>
<p>(判定委員会の構成)</p> <p>第 41 条 判定委員会は、3 名以上の委員をもって構成する。</p> <p>2 判定委員会の中立性を維持するため、その委員は当該工場審査又は製品試験を実施した者以外の者とする。</p> <p>3 <u>委員長は業務部長とし、委員は専務理事、常勤理事、管理部長及び中央検査所長とする。</u></p>	<p>(判定委員会の構成)</p> <p>第 41 条 判定委員会は、3 名以上の委員をもって構成する。</p> <p>2 判定委員会の中立性を維持するため、その委員は当該工場審査又は製品試験を実施した者以外の者とする。</p> <p>3 <u>判定委員会には、委員長をおき、委員の互選により選出する。</u></p>
<p>第 42 条 <u>削除</u></p>	<p><u>(委員の選任及び任期)</u></p> <p>第 42 条 <u>判定委員会委員は、運営委員会において選任する。</u></p> <p><u>2 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。</u></p> <p><u>3 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は他の現任者の残存期間とする。</u></p>

新	旧
<p>(判定委員会の職務及び権限) 第 43 条 判定委員会は、初回工場審査、初回製品試験又は認証維持審査等の結果に基づき、省令第 13 条に規定する要件を満たしているかどうかについて審査し、認証の可否について決定する。</p>	<p>(判定委員会の職務及び権限) 第 43 条 判定委員会は、初回工場審査、初回製品試験又は認証維持審査等の結果に基づき、省令第 13 条(認証に係る審査の方法)に規定する要件を満たしているかどうかについて審査し、認証の可否について決定する。</p>
<p>(判定委員会の開催) 第 44 条 判定委員会は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、緊急を要する場合にあつては書面審議とすることができるものとする。 2 判定委員会は、委員現在数の過半数以上の出席をもって成立する。</p>	<p>(判定委員会の開催) 第 44 条 判定委員会は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、緊急を要する場合にあつては書面審議とすることができるものとする。 2 判定委員会は、委員現在数の過半数以上の出席をもって成立する。 <u>3 やむを得ない理由のため、判定委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。この場合、前項の適用については出席したもののみなす。</u></p>
<p>第 45 条 <u>削除</u></p>	<p>(判定委員会委員の解任) 第 45 条 <u>委員が次の各号のいずれかに該当するときは、運営委員の現在数の 2 分の 1 以上の議決を得て、当該委員を解任することができる。</u> <u>一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき</u> <u>二 職務上の義務違反その他委員たるにふさわしくない行為があると認められるとき</u> <u>2 前項第二号の規定により解任する場合は、当該委員にあらかじめ通知するとともに、解任の決議を行う運営委員会において、当該委員に弁明の機会を与えなければならない。</u></p>
<p>(事務所等の変更の届出) 第 50 条 本会は、認証に係る事務所等の変更を行うときは、産業標準化法第 46 条及び省令第 27 条の規定に基づき、所定の期間内に経済産業大臣に届け出なければならない。</p>	<p>(事務所等の変更の届出) 第 50 条 本会は、認証に係る事務所等の変更を行うときは、産業標準化法第 46 条及び省令第 27 条(事務所等の変更の届出)の規定に基づき、所定の期間内に経済産業大臣に届け出なければならない。</p>
<p>(業務の休廃止の届出) 第 51 条 本会は、認証の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとしたときは、産業標準化法第 48 条及び省令第 29 条の規定に基づき、休止し、又は廃止しようとする日の 6 ヶ月前までに経済産業大臣に届け出なければならない。</p>	<p>(業務の休廃止の届出) 第 51 条 本会は、認証の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとしたときは、産業標準化法第 48 条及び省令第 29 条(業務の休廃止の届出)の規定に基づき、休止し、又は廃止しようとする日の 6 ヶ月前までに経済産業大臣に届け出なければならない。</p>
<p><u>附 則 (令和 4 年 4 月 1 日)</u> <u>この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。</u></p> <p><u>別表 1(第 9 条関係) JIS 認証手数料表 略</u></p> <p><u>別表 2(第 15 条関係) 認証の業務を行う者の配置に係る組織図 略</u></p>	<p><u>新設</u></p> <p><u>新設</u></p>